

台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について

令和元年9月18日
足立区教育委員会

1. 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

- (1) 午前6時に東京都23区東部（足立区）において「特別警報（『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等）」が発令されている場合
- (2) 午前6時に東京都23区東部（足立区）において「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

※ 大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登校については下記の「4. 学校長判断による対応となる場合」を参照に校長の判断とする。

2. 一部の学校のみが休校となる場合

- (1) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合（「避難勧告」「避難指示（緊急）」「災害発生情報」を含む）。
- (2) 学校が避難所となった場合。

3. 保護者等への引き渡し対応となる場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (2) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合（「避難勧告」「避難指示（緊急）」「災害発生情報」を含む）。
- (3) 学校が避難所となった場合。

4. 学校長判断による対応となる場合

「1. 休校となる場合」・「2. 一部の学校のみが休校となる場合」を除いては、原則登校になるが、校長の判断で時刻を早めたり遅らせたりして、児童・生徒の安全確保に努める。その対応として、保護者判断で登校させない、登校を遅らせるなども校長判断に含まれる。